

# 補助金の考え方について

令和5年1月

## はじめに

人口減少、少子高齢により、市民生活におけるニーズは、子育て支援、就業機会の創出、地域の足の確保、高齢者等の生活支援など広がっています。

地域で支え合える主体が、これら課題を自主的に解決しながら、公益的な活動が継続できるように、人・資金・ノウハウを確保することが重要です。

補助金・交付金(以下、「補助金」という。)は、住民自治の考え方において、公益的活動への市民参加、協働の有効な手段の一つとして活用されています。また、協働の趣旨に基づき、市民からの提案を受けて実施する補助金の考え方も注目されています。

補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源には市民の貴重な税金が使われていることから、その必要性や効果について市民への説明責任を果たすことで、公平性や透明性を確保しなければなりません。

このたび、前回の「補助金の見直しについて(平成25年度版)」から一定年数が経過しているため、補助金の基準を整理した「補助金の考え方について」を定めるものです。

## 補助金の性質別分類

この考え方の対象とする補助金は、地方自治法第232条の2(※)「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において」支出する補助金で、次のとおりに分類します。

また、歳出予算の18節「負担金補助及び交付金」の「補助金」及び「交付金」を、補助金とします。

ただし、法令等により補助の実施が義務付けられているものは、市に裁量権がないものであるため、対象外とします。

| 補助対象  | 区分        | 説明                                                                               |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 個人    | 個人に給付する補助 | 奨励的補助金であり、効果や必要性について、政策的判断により補助するもの                                              |
| 団体・個人 | 建設費補助     | 住民自治、地域福祉の推進等について、高い必要性があり、公益性・公共性の高い施設の建設費に補助するもの                               |
| 団体    | 団体補助      | 団体の運営に必要な基礎的経費に対する補助金<br>団体等が実施する事業に公益性があると認定し、その団体等の運営に必要な経費に補助するもの             |
| 団体・個人 | 事業補助      | 団体や事業者、個人が主体となって行う活動、事業に対する補助金<br>公益的なイベント又は市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に必要な経費に補助するもの |

※参考「地方自治法第 232 条の 2」

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。

## 補助金の執行に求められる項目

これまで担当部署において、所管する補助金の評価判断項目を、以下のとおりとし、統一したチェックシートの判断項目により、点検してきました。

### 公益性

地方自治法第232条の2に基づく「公益性」があるか。

### 必要性

高砂市として、その事業に対する補助金の制度を設置、執行する必要があるか。

### 有効性

補助対象事業の内容及び補助金額等が、目的達成のために効果があるか。

### 公平性

補助金制度について、透明性を確保し、説明責任を果たしているか。

補助金を一部の人や団体のみが得ているものではないか。

団体補助の場合は、その理由を整理し、事業補助に移行できないか。

### 補助対象者の適格性

補助対象者の事務局事務を市が行う場合、その理由を説明できるか。

補助対象者が適正に補助金を執行したことを確認しているか。

## 補助金制度の基準

### 【公益性】

#### ① 地方自治法第232条の2に基づく「公益性」があること

(1) 補助金の実施要綱、要領等を制定し、その目的において、公益性を確認すること。

(2) 補助交付の決定時には、公益性がある活動であることを確認すること。

特定の者の利益にとどまり、効果が限定的となっている活動に対する補助金は公益性があるとは言えません。公益性がある活動とは、その活動による利益が広く市民に及ぶものとし、具体的には、概ね次に掲げる活動とします。

ア 地域での住民自治や、地域福祉に貢献が期待できる活動

イ 地域の経済・産業の振興、雇用の促進に寄与することができる活動

ウ 地域の自然・環境、文化・スポーツ・芸術の推進に寄与することができる活動

エ その他市民全体の利益に寄与することができる活動

(3) 補助対象経費の範囲を要綱・要領等で明確にしていること。

社会通念上、公費負担が適当な経費、つまり公益性がある活動のみを対象経費とします。また、全体の収支予算書、決算書ではなく、補助金に対する経費が明確に確認できる書類で交付申請書、実績報告書を受けます。(補助金交付規則第3条及び第8条)

### 【必要性】

#### ② 総合計画・個別計画等の推進と整合すること

総合計画や個別計画等において補助金による支援の必要性を検討していることが望ましい。

#### ③ 市の役割として、市が補助金を支出する方法が最良であること

(1) 他の補助金や委託料、制度等と重複又は類似している補助金は、整理・統合を検討すること。

(2) 国・県の補助制度が廃止される、又は過去に廃止されたが、継続している補助金は、市が単独で行う必要性を確認すること。

(3) 国・県の補助制度に上乘せ・横出ししている補助金は、必要不可欠なものであるか確認すること。

- (4) 近隣団体の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものか確認すること。

#### 【有効性】

##### ④ 補助制度の効果の検証がされていること

- (1) 目的に対して効果がある補助金であること。

有効性の確認には、データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を活用することが望ましい。

また、新たに補助金制度を発足する場合は、実施要綱、要領等に終期を明記することを基本とします。

- (2) 現在の社会情勢や市民ニーズを反映していること。

補助金制度発足時の経緯と現在の社会情勢や市民ニーズとを比較し、時代に即した市民ニーズに込えている補助金とします。

- (3) 電子申請等デジタル技術の導入を検討していること。

補助金の各種手続について、電子申請等デジタル技術の活用により、補助申請者及び市職員の負担軽減を図ることが望ましい。

- (4) 自主財源を獲得するなどの研究を促していること。

自主財源がなく、事業実施には市からの補助金が不可欠な場合であっても、クラウドファンディングや SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)の導入により、補助金に対する効果を向上させることが出来ないか、研究することが望ましい。

#### 【公平性】

##### ⑤ 補助金の制度や結果を、広くホームページで知ることができること

補助金制度について、いつでも誰でも知ることができるように、ホームページにおいて公表し、公平性と透明性を確保します。

##### ⑥ 団体補助の場合、団体補助である正当な理由があること

団体の運営費については、原則自主運営で行うべきものですが、公益的な団体の運営を支援するため、以下に掲げる団体に限り補助することが出来ることとします。

ア 高砂市が二分の一以上を出資する一般財団法人、公益財団法人

イ 法律に基づき設立された法人のうち、広く市民が直接的に利用できる団体

また、併せて事業補助をしている場合は、それぞれの補助金に対する経費が明確に確認できる書類で交付申請書、実績報告書を受けます。

【適格性】

⑦ 補助対象者として、市が団体の事務局を務める妥当な理由があること

市が事務局事務を担うことになった経緯は、それぞれ異なるものの、これまで様々な分野で団体と市が連携し、各種施策等の推進に貢献してきました。

本来、団体が団体の事務局を担うべきところですが、以下については支援することが出来ることとします。

ア 高砂市も団体の構成員であり、市民協働には職員の支援が必要

イ 事業実施のために組織した団体であり、市民協働には職員の支援が必要

ウ 極めて公益的な事業へ地域活動を促すには、職員の支援が必要

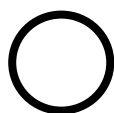
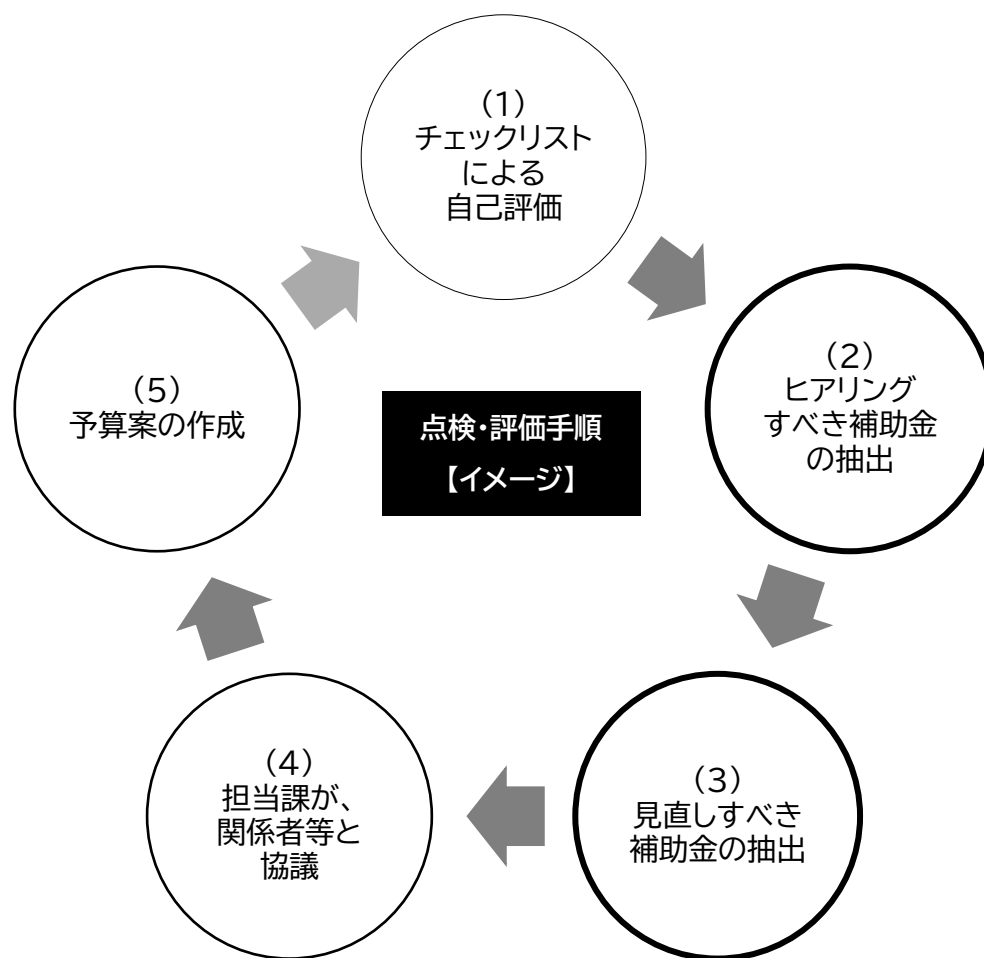
なお、市が事務局事務を支援する必要がある場合は、複数人によるチェック体制の構築や、団体の監事による監査などにより透明性を確保します。

⑧ 補助対象者の会計処理が客観的に適正であることが確認できること

補助対象事業の執行が、各種法令、交付規則、要綱等に基づき、適正に行われていることを確認できなければ、補助金額を確定することはできません。

## 補助金の点検と評価の手順

- (1) チェックリストによる自己評価を行います。
- (2) 自己評価結果を踏まえ、ヒアリングすべき補助金を抽出します。
- (3) ヒアリングの実施により、見直しすべき補助金を抽出します。
- (4) 担当課は、関係者等と今後の方針について必要な期間を設け、協議します。
- (5) 予算案を作成します。



令和4年度から追加する取り組み